

豊田市緑の基本計画 (案)

豊田市 **緑** の基本計画 目次

1 「豊田市緑の基本計画」の概要	1
1 「豊田市緑の基本計画」とは	1
2 計画の対象とする緑	2
3 緑の機能	3
2 緑の現状及び課題	4
1 前計画の評価	4
2 市民アンケート結果	7
3 本市を取り巻く状況の変化	10
4 本市の緑の課題	11
3 めざすべき緑の姿	12
1 めざすべき緑の姿	12
2 各地域の保全と創出の方針	12
3 緑の骨格構造～水と緑のネットワークの形成～	14
4 基本方針と施策体系	17
1 めざすべき緑の姿を実現するための基本方針	17
2 緑の基本計画施策体系	18
5 重点プロジェクト	20
重点プロジェクト1：公園・緑地の利活用の促進	20
重点プロジェクト2：都心の魅力向上	22
重点プロジェクト3：水と緑のネットワークの強化	23
6 基本施策	25
1 たかめる	26
2 つなげる	28
3 まもる	30
4 そだてる	32
5 いかす	33
7 計画の推進に向けて	37
1 計画の活動体制	37
2 緑の状態指標の設定及び各施策の進捗管理	37

1 「豊田市緑の基本計画」の概要

1 「豊田市緑の基本計画」とは

■ 目的

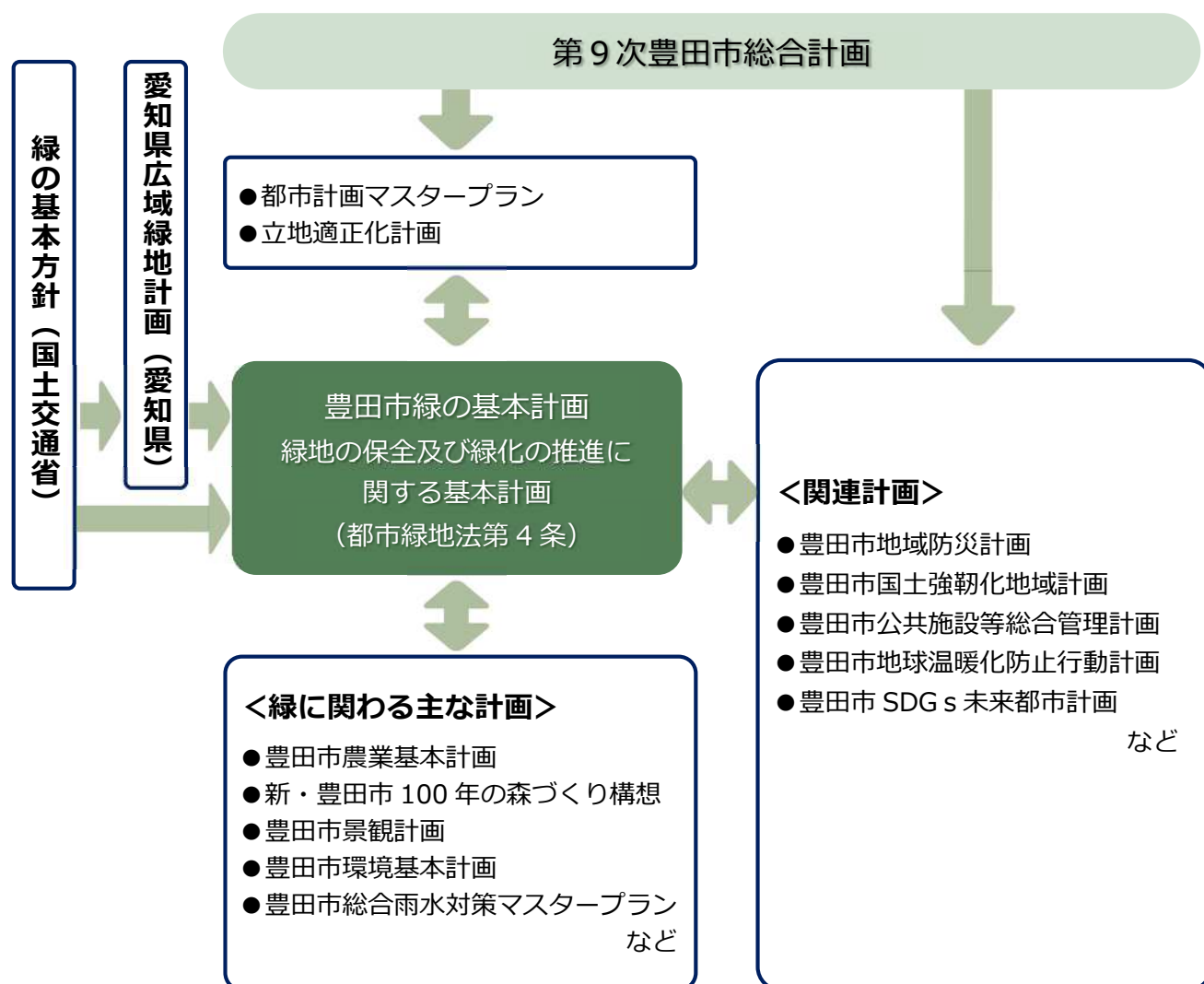
「豊田市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条の規定に基づき策定するもので、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画です。

■ 役割

本計画では、めざすべき緑の姿及び指標を示し、それらを実現するために本市が取り組むべき緑地の保全及び緑化の推進に関する施策などを定めます。

■ 位置付け

本計画は「第9次豊田市総合計画」を踏まえ、都市計画分野を総括する「豊田市都市計画マスタープラン」や「愛知県広域緑地計画」などとの整合を図るとともに、他の関連計画と連携を図りながら進めていきます。



■ 対象区域

本計画では、市域全体を対象とした基本方針及び施策を定めます。

なお、森づくりに関する事項については、「新・豊田市 100 年の森づくり構想」と連携して取り組みます。

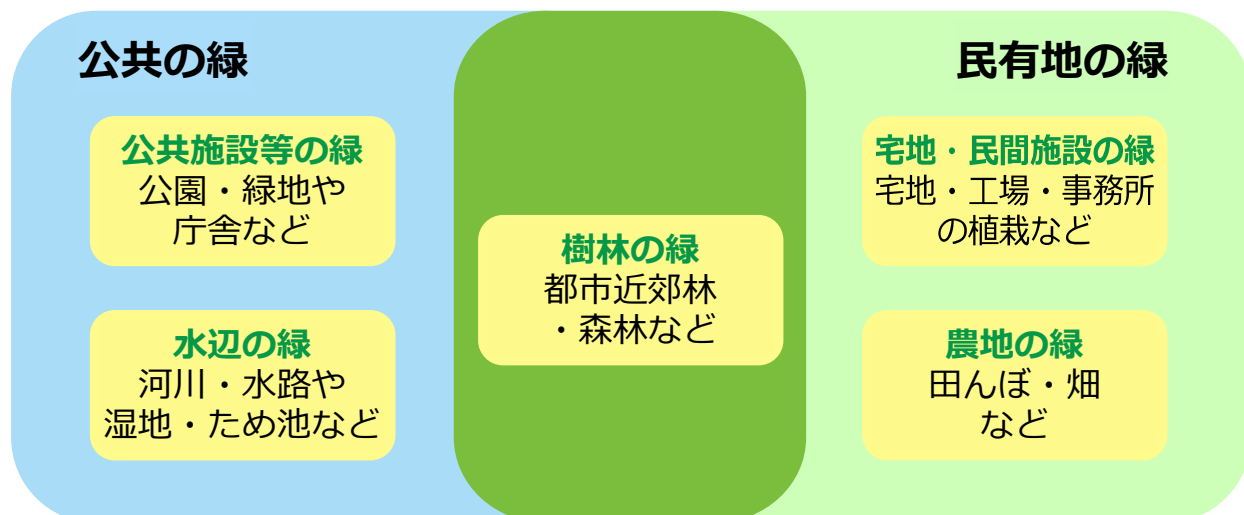


■ 計画期間

豊田市都市計画マスタープランとの整合を図り、2050 年（令和 32 年）を展望しながら 2027 年度（令和 9 年度）から 2036 年度（令和 18 年度）までの 10 年間とします。

2 計画の対象とする緑

本計画で対象とする緑は、公共施設等の緑、樹林や水辺、農地の緑に加え、都市の緑化に重要な役割を果たす宅地や民間施設などの民有地の緑も含めます。



3 緑の機能

都市の緑の機能は以下のものがあります。

■ 良好な都市環境の創出

都市の暑さ対策、緑陰の形成、騒音・振動の防止、二酸化炭素の吸収などを通じて、良好な都市環境を創出します。

■ 自然生態系の維持

動植物の生息・生育環境や移動経路の保全と創出により、生物多様性^{※1}を保全します。

■ 防災

災害時の避難地や延焼防止、水害・土砂災害の防止などの機能により、災害からまちを守ります。

■ レクリエーション

自然とのふれあいや多様なレクリエーション活動の場となります。

■ 景観形成

魅力ある美しい景観を形成し、生活にうるおいをもたらします。



※1生物多様性：様々な生き物が複雑に関わり合い、様々な環境に合わせて生活していること

2 緑の現状及び課題

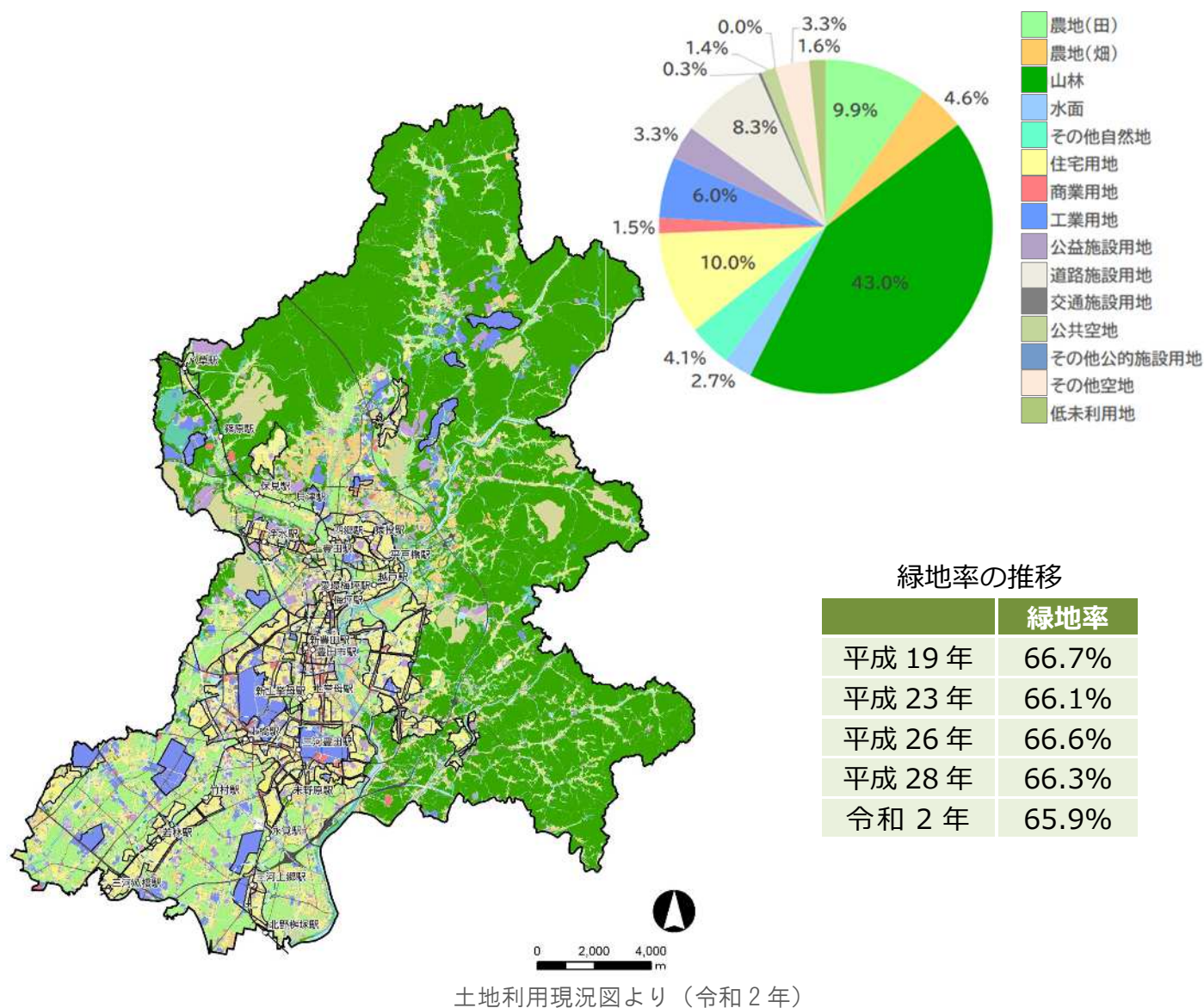
1 前計画の評価

本市の緑の現状を把握するため、前計画の指標を用いて評価しました。

■ 緑地率

本市の森林の面積は約 62,000ha（出典：豊田市森づくり白書）であり、市全域の約 7 割を占めます。また、都市計画区域（約 36,000ha）内の森林の面積は約 15,000ha で、区域の約 4 割を占めます。

都市計画区域内における緑地率※²は、令和 2 年度時点で約 65.9%であり、平成 28 年と比較して約 0.4%ポイント減少していますが、緑の量は概ね維持されています。



※²緑地率：都市計画区域の面積に対する農地（田・畑）、山林、水道（水辺）、原野や低湿地といった自然地、公園・緑地、運動場等の公共空地の面積の合計（緑地面積）の割合のこと

■ 緑に関する活動団体数

緑に関わる活動団体数は、平成 28 年度の 183 団体から、令和 7 年度には、203 団体に増加しています。間伐ボランティア団体など、指標としているほとんどの団体数は増加しており、生物多様性保全に対する関心の高まりや、とよた森林学校などの講座による普及啓発などが影響したと考えられます。

■ 緑に関する講座参加人数

緑に関する講座参加人数は、平成 26～28 年度の平均 3,323 人から、令和 5～7 年度には平均 2,283 人に減少しています。コロナ禍により講座自体の開催回数や参加者が大幅に減少しており、その後は徐々に回復しているものの、コロナ禍前の人数までは戻っていない状況です。

■ 【参考】 中心市街地における緑被面積

豊田市駅及び新豊田駅を中心とする地区である中心市街地(約 196ha)の緑被面積^{※3}は、令和 4 年度時点で約 26.2ha(緑被率^{※4}:約 13.4%)であり、平成28年と比較して約2.2ha減少(約1.1ポイント減少)となっています。

中心市街地における緑被面積および緑被率の経年変化

	緑被面積		緑被率
平成 19 年	277,200 m ²	約 27.7ha	14.2%
平成 23 年	291,700 m ²	約 29.2ha	14.9%
平成 26 年	278,900 m ²	約 27.9ha	14.2%
平成 28 年	283,600 m ²	約 28.4ha	14.5%
令和 4 年	261,791 m ²	約 26.2ha	13.4%

本市では、中心市街地における緑被率の目標を 20%としており、目標達成に向けて、今後も緑化の推進を図っていく必要があります。



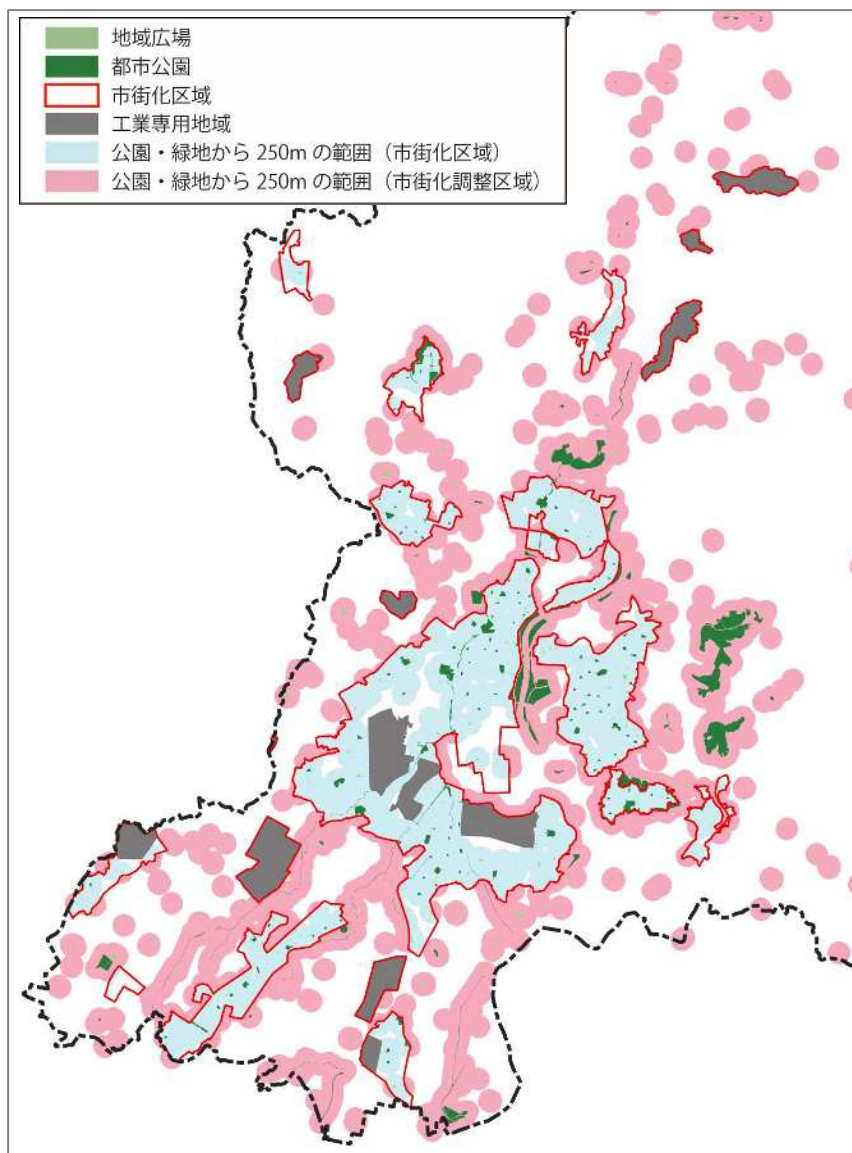
図 中心市街地における緑被状況（令和 4 年度撮影）

※3緑被面積：航空写真により抽出した樹林地や草地で覆われた面積のこと

※4緑被率：本市における中心市街地の面積（約 196ha）に対する緑被面積の割合のこと

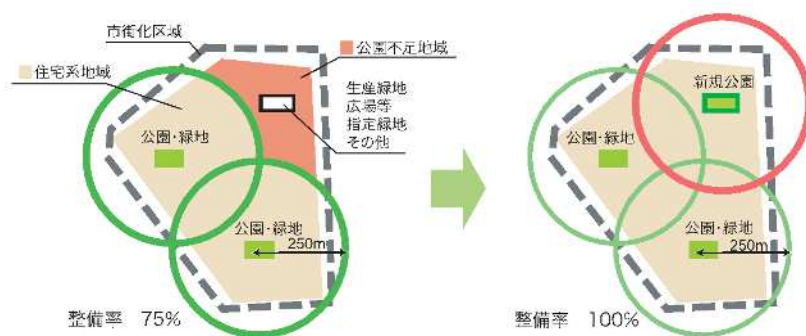
■ 〔参考〕身近な公園・緑地の配置率

市街化区域内における身近な公園・緑地の配置率^{※5}は、令和 7 年度時点で約 88.4%であり、平成 28 年度と比較して 0.8 ポイント増加しています。また、都市公園の開設面積は平成 28 年度から令和 7 年度の 9 年間で 4.74ha 増加し、1 人当たりの都市公園面積は 11.34 m²/人となっています。これは、都市公園法で定める面積（10 m²/人）を充足しています。



身近な公園・緑地の配置図

■ 身近な公園・緑地の配置方法



市街化区域内の 公園緑地の配置率 ※地域広場を含む

平成 28 年度 : 87.6%

令和 7 年度 : **88.4%**
(0.8%上昇)

都市公園の 開設面積

平成 28 年度 : 465.05ha

令和 7 年度 : **469.79ha**
(4.74ha 増加)

1 人当たりの 都市公園面積

平成 28 年度 : 10.97 m²/人

令和 7 年度 : **11.34 m²/人**
(0.37 m²/人増加)

歩いていける距離の設定

都市公園法運用指針における
街区公園の誘致距離
半径 250m に基づき設定

^{※5}公園・緑地の配置率：工業専用地域を除いた市街化区域において、歩いていける距離（250m）内に公園・緑地がある割合のこと

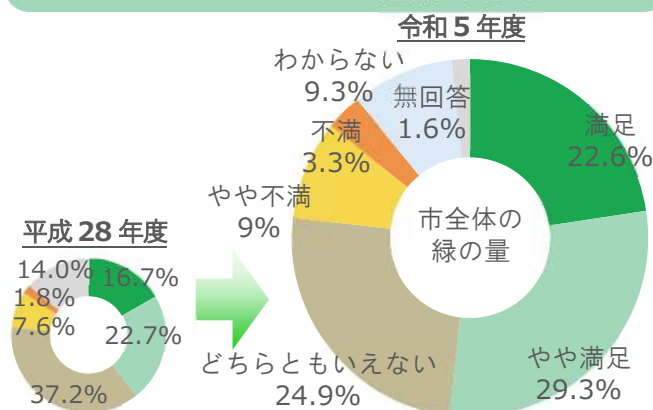
2 市民アンケート結果

令和 5 年度に実施した緑に関するアンケート結果（配布数 3,500、回収数 1,433、回収率 40.9%）から、緑に関する市民の意識について平成 28 年度時点の結果と比較しました。

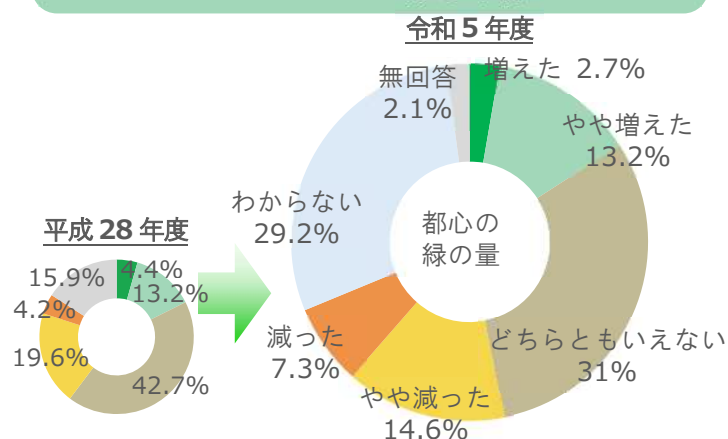
■ 市全体の緑の量

市全体の緑の量について、「満足・やや満足」と感じている人は約 5 割であり、平成 28 年度の約 4 割と比較して、改善しています。また、「満足・やや満足」と感じている人が、「不満・やや不満」と感じている人を上回っています。今後の市全体の緑の量を維持していくことを目指します。

市民アンケート：市全体の緑の量



市民アンケート：都心の緑の量



■ 都心の緑の量

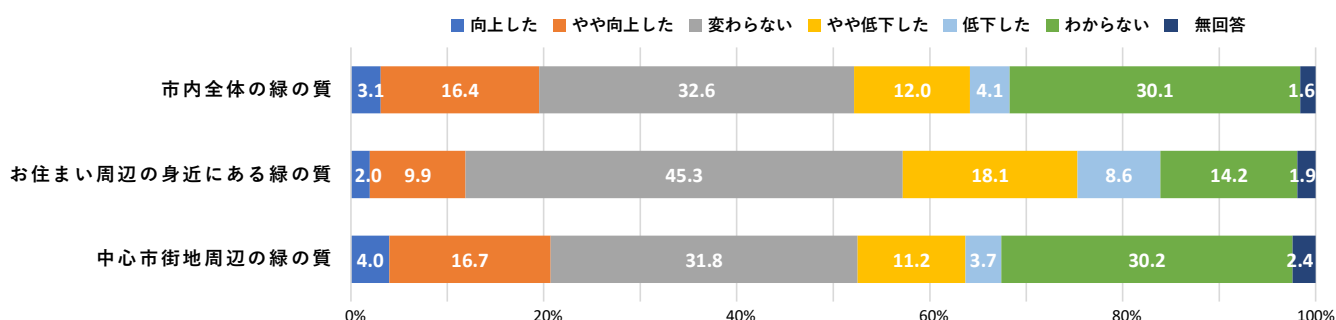
都心の緑の量については、「増えた・やや増えた」と感じている人より、「減った・やや減った」と感じている人の割合が高くなっています。平成 28 年度と比較すると、意識の変化はおおむね横ばいとなっています。

■ 緑の質

緑の質については、「市内全体の緑」、「お住まいの周辺の身近にある緑」、「中心市街地の緑」とも、10 年前と比較して「変わらない」とする回答が最も多くなっています。「お住まい周辺の身近にある緑の質」では、「低下した」「やや低下した」と感じている人の割合が 26.7%と高くなっています。

地域に関わらず「変わらない」とする回答が多いことから、緑の質の向上を実感できる取組が求められています。

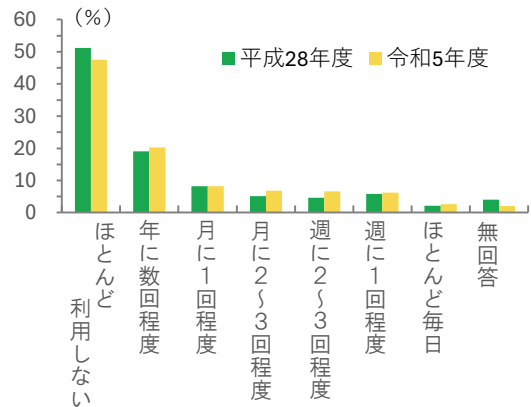
市民アンケート：10 年前との比較/市内全体の緑の質



市民アンケート：公園の利用頻度

■ 公園の利用状況について

公園の利用状況については、平成 28 年度、令和 5 年度ともに約 5 割の人が「ほとんど利用しない」と回答しており、大きな変化は見られません。誰もが利用したくなる魅力的な公園整備が求められます。

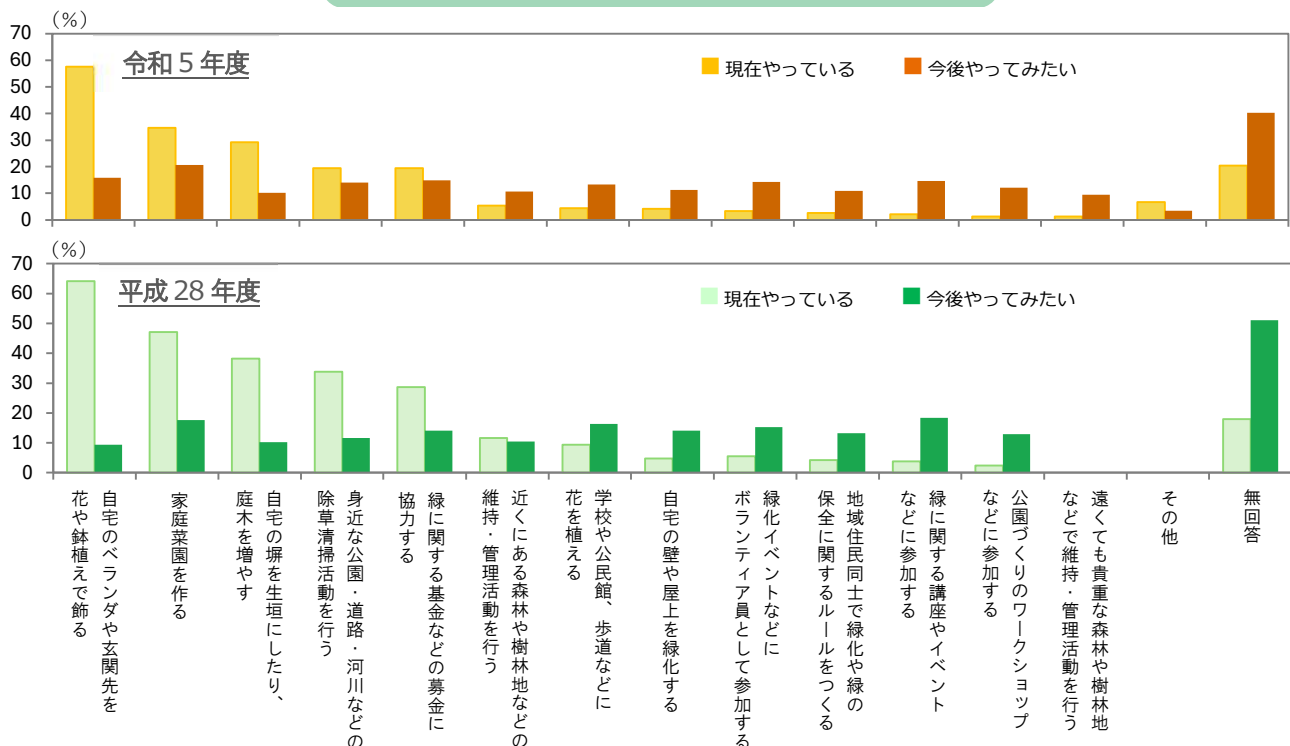


■ 緑に関する取組

平成 28 年度と令和 5 年度を比較すると、現在やっている緑に関する取組に対し、今後やってみたいと回答した取組の割合が高まっている項目は、「学校や公民館、歩道などに花を植える」、「自宅の壁や屋上を緑化する」、「緑化イベントなどにボランティア員として参加する」、「地域住民同士で、緑化や緑の保全に関するルールをつくる」、「緑に関する講座やイベントなどに参加する」、「公園づくりのワークショップなどに参加する」となっています。

また、「近くにある森林や樹林地などの維持・管理活動を行う」については、平成 28 年度では、「現在やっている」が「今後やってみたい」を上回っていましたが、令和 5 年度にはその割合が逆転しており、これらの分野に関連する取組の充実が求められています。

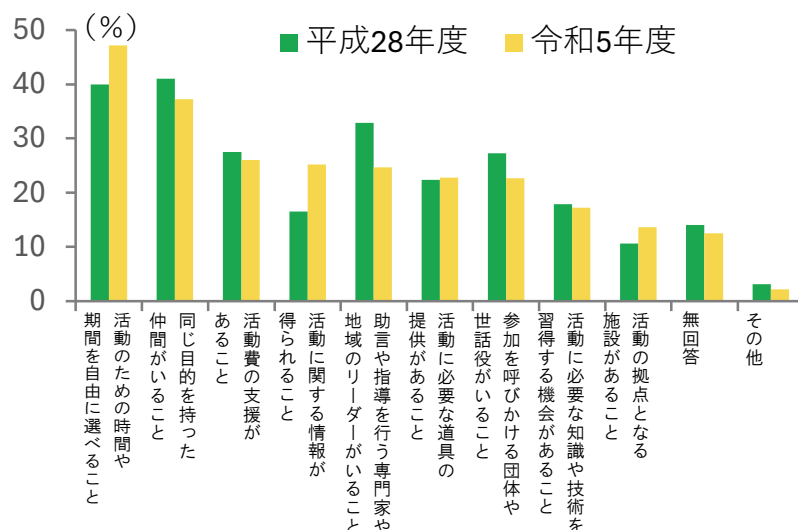
市民アンケート：緑に関する取組の状況



■ 緑に関する活動

緑の活動に携わるために重要なこととしては、「活動時間や期間を自由に選べること」、「同じ目的を持った仲間がいること」が過半数を占めています。平成 28 年度と比較すると、「活動に関する情報が得られること」や「活動時間や期間を自由に選べること」が重要とする割合が増加しています。

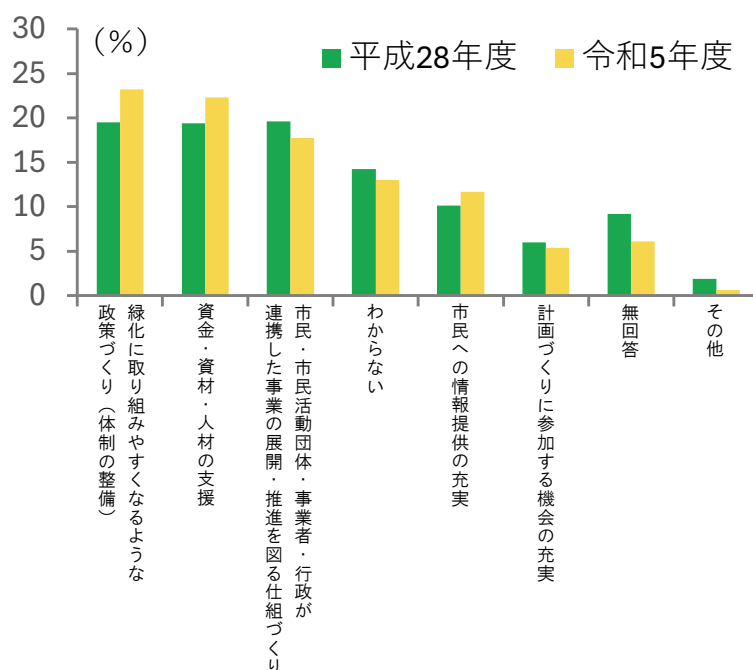
市民アンケート：緑に関する活動を行うために重要なこと



■ 緑に関する主体

各主体の運営や今後の維持・拡大に必要なこととして、平成 28 年度と令和 5 年度を比較すると、緑化に取り組みやすくなるような政策づくり（体制整備）や資金・資材・人材の支援、市民への情報提供の充実を重視する割合がやや増加しています。このことから、体制整備や情報共有の強化が求められています。

市民アンケート：各主体の運営や今後の維持・拡大に必要なこと



3 本市を取り巻く状況の変化

社会状況の変化や個人の価値観の多様化などといった要因により、本市を取り巻く状況は、大きく変化しています。

また、都市の緑や農地に関する法律については、都市公園法の2017年（平成29年）改正により、「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設され、民間事業者によるカフェなどの収益施設を設置できる仕組みが導入されました。都市緑地法では2017年（平成29年）改正で市民緑地認定制度などが設けられ、2024年（令和6年）改正により、気候変動対策や都市の緑の質の向上を重視した制度の強化が図られています。生産緑地法では、2022年（令和4年）以降の制度見直しにより、都市農地の保全や活用、直売所の設置がしやすくなったほか、農地法においても近年、農地の集積や企業参入を促す見直しが行われています。

生物多様性分野では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、2030年までに自然の損失を止め回復させる「ネイチャーポジティブ」の実現が国家目標として掲げられています。

■ 人口減少・超高齢社会の進展

本市の人口は、令和元年をピークに緩やかな減少に転じており、生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は一層増加していくことが見込まれます。

人口減少や超高齢社会に適応するため、担い手の高齢化への対応や多様な担い手が支える共働きのまちづくりの実現に向けた取組について検討する必要があります。

■ 価値観・ライフスタイルの多様化

デジタル化の進展や、ワーク・ライフ・バランスを重視する価値観の広がり、本市の総人口の約5%を外国人が占めていることなどを背景に、価値観やライフスタイルの多様化が進展しています。

多様化する価値観やライフスタイルを見据えた、今後の公園のあり方を検討する必要があります。

■ 地球温暖化による気温上昇

地球温暖化の進行に対する関心が高まり、都市の緑化等の対策が求められています。

都心の緑化の推進や、緑の必要性に関する市民意識の向上を図る必要があります。

■ 気候変動による水災害の激甚化・頻発化

近年、局地的な大雨などの風水害が激甚化・頻発化しており、土砂災害や河川氾濫などの自然災害の発生が懸念されています。

森林・河川整備による災害対策を進めるとともに、水災害対策については、流域治水^{※7}への転換を図る必要があります。

^{※7} 流域治水：気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策（国土交通省）

4 本市の緑の課題

■ 本市全体の課題

緑の現状やアンケート結果、社会情勢の動向等を踏まえ、本市では「都市環境の改善」、「緑の質の向上」、「緑に関する担い手の確保」が課題となっています。

これらの課題に対応するため、本市では、緑を単に守る対象として捉えるだけでなく、人が関わり、活用し、育むことで、緑の価値を高める資源として位置付け、持続可能な都市づくりに向けた取組を推進していきます。

① 都市環境の改善

市域の大部分を森林が占める一方、中心市街地においては緑被率が低下傾向にあり、都心の緑の量に対する市民の評価も十分ではありません。加えて、都市の暑さへの対応、気候変動に伴う水災害や大規模地震等の災害リスクへの備えが、これまで以上に重要となっています。このため、都心を中心とした緑化の推進や、緑を活用した暑さ対策、防災・減災に資する緑の確保・活用を通じて、安全で快適な都市環境の形成を図っていく必要があります。

② 緑の質の向上

市内全体の緑の量は概ね維持されているものの、市民アンケートでは緑の質について「変わらない」「低下している」と感じる声もあります。また、既存の公園・緑地については、施設の老朽化や利用ニーズの変化への対応が課題となっています。今後は、生態系や景観、防災、健康づくりなど多面的な機能を発揮する緑の創出・再編を進めるとともに、既存の公園・緑地の機能更新や利活用を促進し、緑の質を高めていくことが求められます。

③ 緑に関する担い手の確保

人口減少や超高齢社会の進展により、緑地の維持管理や市民活動を支える担い手の高齢化や人手不足が顕在化しています。市民アンケートにおいても、緑に関する活動への関心は高いものの、実際の参加には仲間づくりや時間の確保、情報提供、支援体制の充実が重要であることが示されています。今後は、既存の活動団体の支援や新たな担い手の育成を図るとともに、市民、事業者、行政が連携し、多様な主体が緑に関わる仕組みづくりを充実していく必要があります。

3 めざすべき緑の姿

1 めざすべき緑の姿

第9次豊田市総合計画の「将来都市像」及び「めざす姿」の実現に向け、本計画がめざすべき緑の姿を以下の通り設定します。

■第9次豊田市総合計画 将来都市像

つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた

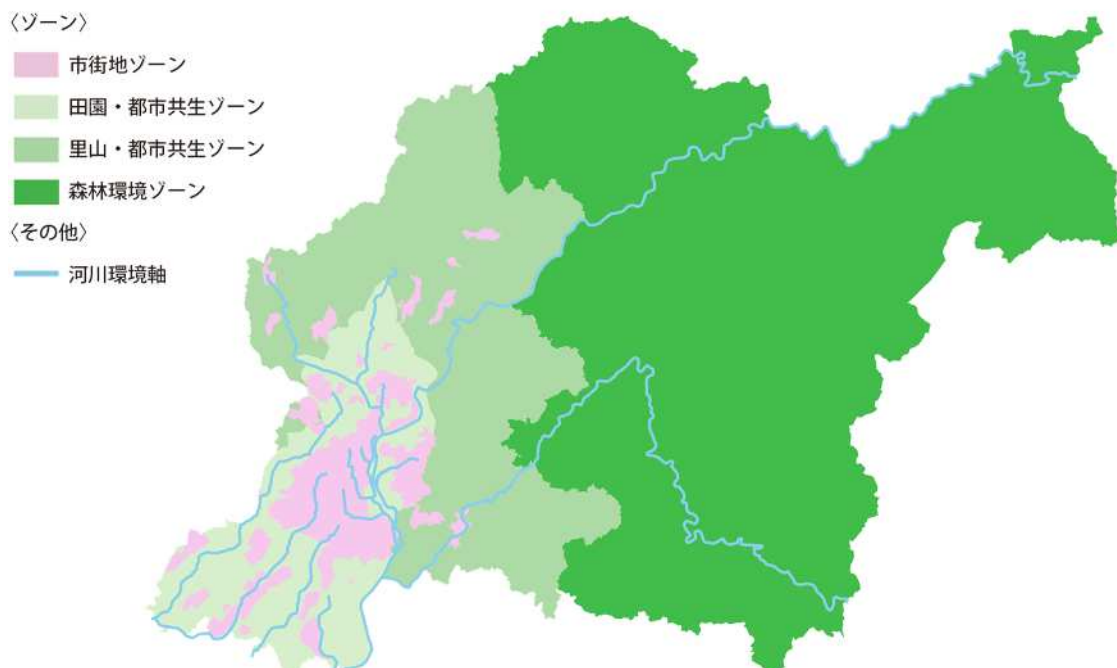
- 「つながり」によって、多様な価値や可能性を創出するまち
- 「チェンジ（変化）」と「チャレンジ（挑戦）」によって、しなやかに変化し続けるまち

■めざすべき緑の姿

つながりを生み まちと人に多様な豊かさをもたらす
とよたの緑

2 各地域の保全と創出の方針

本市は、広大な市域の中に多彩な緑があるため、都市計画マスタープランに基づき、各地域の特色をいかした緑の保全・創出を図ります。



■市街地ゾーン 暮らしを彩り、多様なつながりを生む市街地の身近な緑

既成市街地や将来市街化が見込まれる地域を「市街地ゾーン」に位置付け、都市環境の質の向上、生態系の保全、気候変動への対応及び良好な都市景観の形成を図るため、ゾーン内にあるまとまった緑の保全と活用を図ります。

また、都心（約 500ha：緑化重点地区と同様の区域）においては、にぎわいの創出、回遊性の向上及び良好な都市景観の創出に向け、都市公園の整備、公共空間及び民有地の緑化等を推進し、緑とオープンスペースの利活用を図ります。

さらに、都市拠点（梅坪駅周辺、浄水駅周辺など）においては、都市的土地利用と調和した緑地の保全及び創出を図ります。

■田園・都市共生ゾーン 都市の暮らしを支え、景観と環境を守る田園の緑

市街地ゾーン周辺の良好な田園環境が広がる地域を「田園・都市共生ゾーン」に位置付け、田園環境と居住環境との調和を図るとともに、農業的土地利用と都市的土地利用が共生する土地利用の形成を進めます。

特に、市街地周辺のまとまった田畑や果樹園などの優良農地については、生産基盤として維持するとともに、地域の特性に応じた農業振興を図ることで、地域の活性化、都市環境の維持、生態系の保全、良好な田園環境の形成につなげます。

■里山・都市共生ゾーン 自然と文化を継承し、学びと体験を広げる里山の緑

市街地ゾーン周辺の身近な自然や里山環境が広がる地域を「里山・都市共生ゾーン」に位置付け、里山の環境維持、生態系の保全、水害・土砂災害の防止、良好な自然景観の形成、レクリエーション及び自然とのふれあいなどの多面的・公益的な機能を確保します。

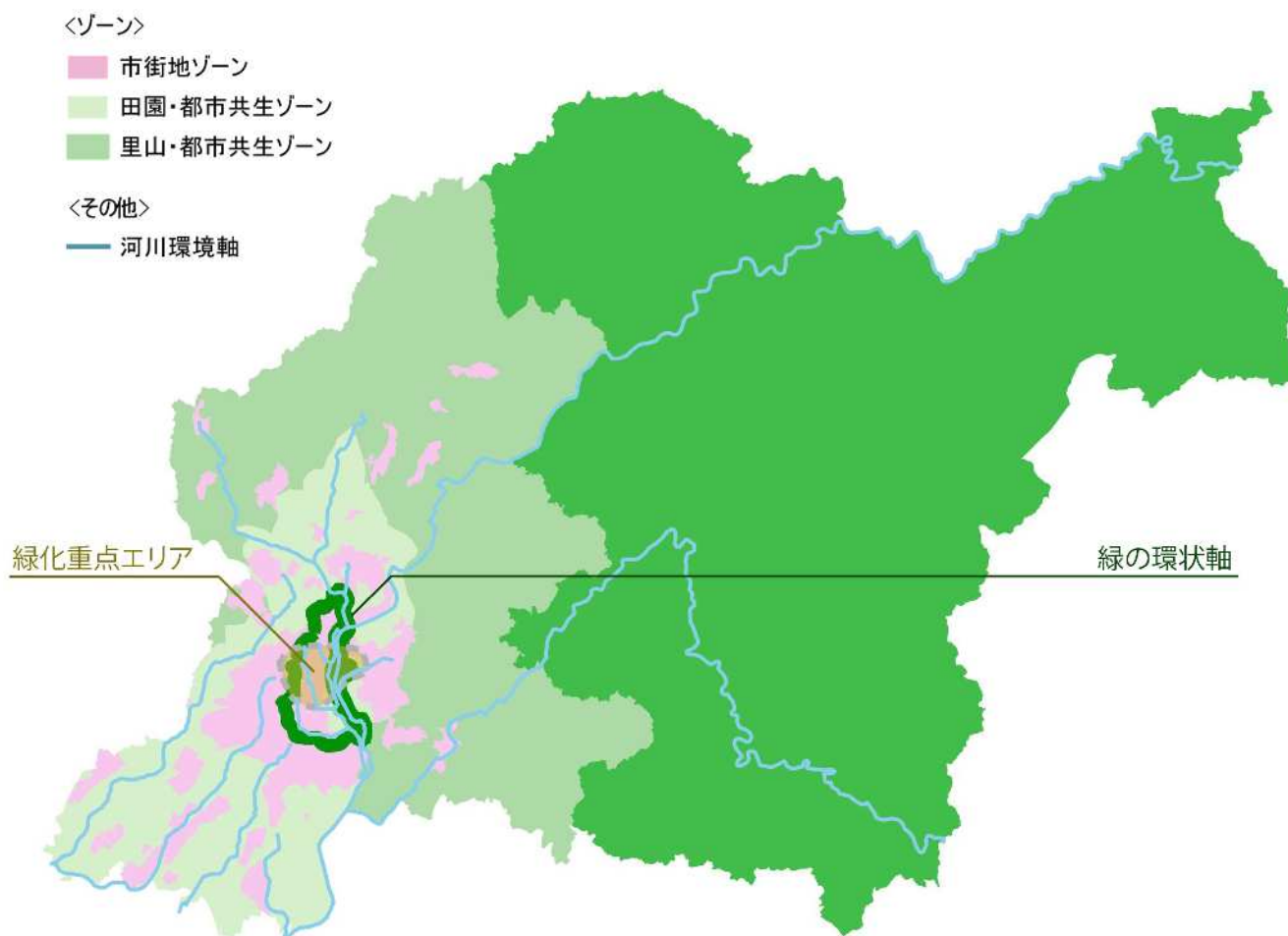
特に重要な緑として位置付ける一団の緑地については、緑地の保全に関する制度の活用を検討するなど、地域と連携して持続可能な管理及び保全を図ります。

■森林環境ゾーン 豊かな環境、資源及び文化を育む森林を次世代へと継承する

市域の北部から東部にある山村地域を「森林環境ゾーン」に位置付け、水害・土砂災害の防止、水源かん養、生態系の保全、レクリエーション及び自然とのふれあいなどの多面的・公益的な機能を有する豊かな自然環境の保全及び育成を図ります。

3 緑の骨格構造～水と緑のネットワークの形成～

市街地周辺の良好な緑を保全しつつ、「緑化重点エリア」や「緑の環状軸」により都心の緑化を推進し、さらに市街地周辺や拠点の緑を「河川環境軸」で放射状につなぐことで、良好な都市環境と生態系ネットワーク※⁹の形成を図ります。

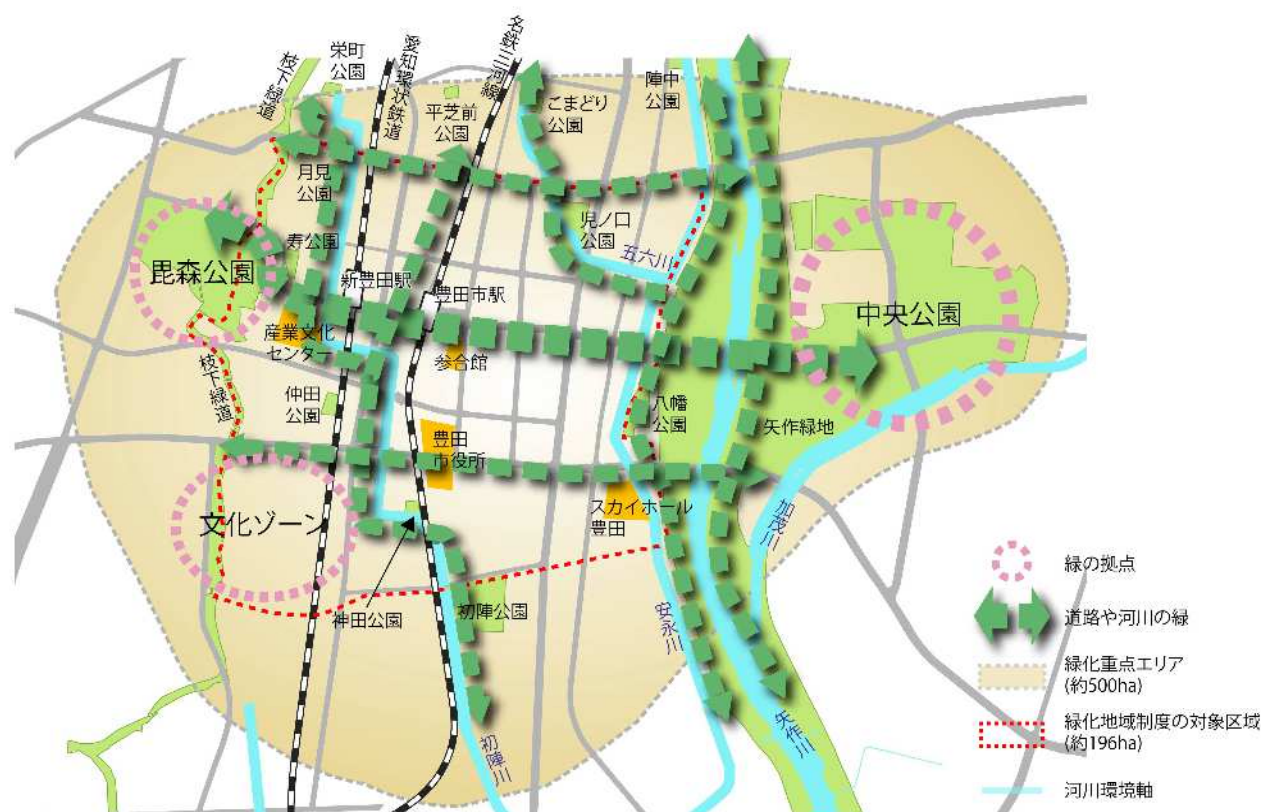


※⁹ 生態系ネットワーク：生物の生息環境の保全と生態系を考慮したネットワークのこと

■ 緑化重点エリア

豊田市駅を中心とした約 500ha の区域を「緑化重点エリア」として位置付け、都心の都市環境の改善や良好な都市景観の形成のため、公園や緑地の整備・活用、公共空間の緑化を推進するとともに、助成制度の活用等による民有地緑化を促進し、都心の魅力及び回遊性の向上を図ります。

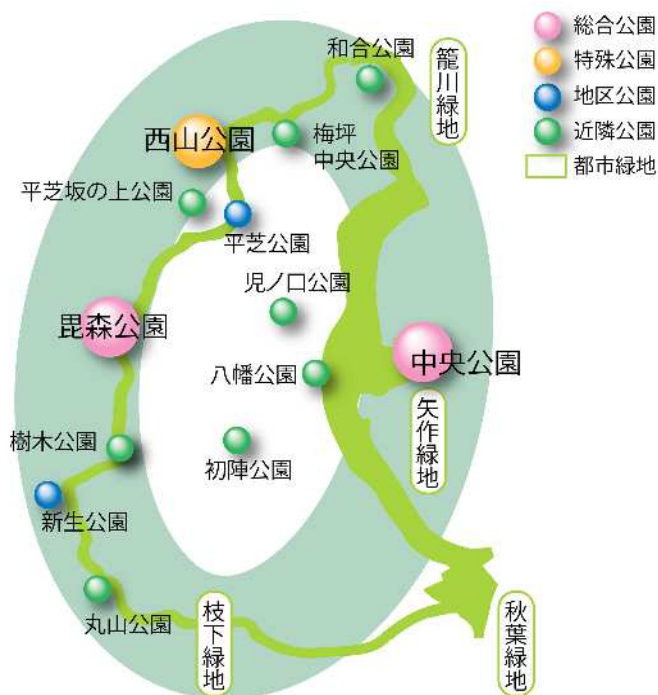
さらに、中心市街地（約 196ha）においては、緑化地域制度※⁸等に基づき緑化を促進します。



※⁸ 緑化地域制度：都市緑地法に基づき、緑が不足している市街地において効果的に緑を創出するため、一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度。本市では中心市街地の約 196ha を対象としています。

緑の環状軸

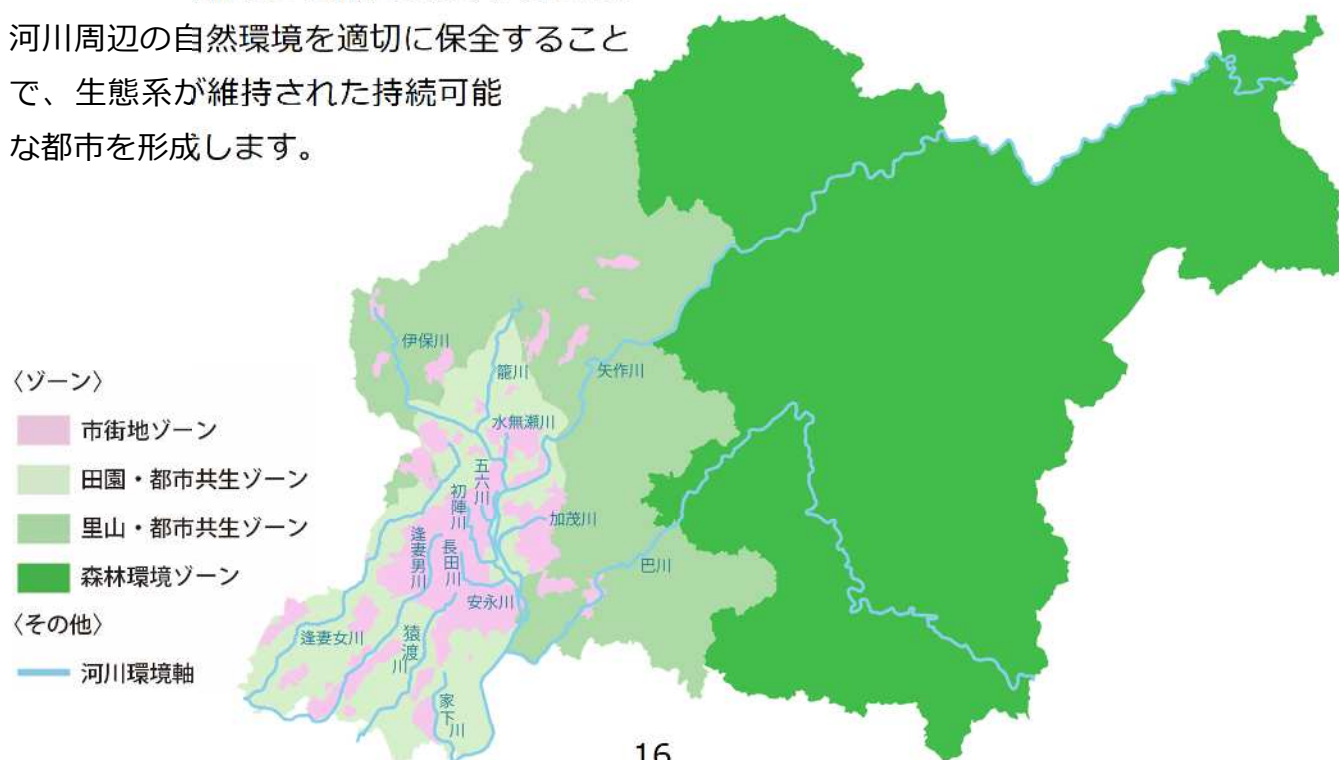
都心をはじめとした市街地にうるおいとやすらぎを与える重要な緑を「緑の環状軸」として位置付け、中央公園、毘森公園をはじめとする緑の拠点と、それらを結ぶ緑道等の整備を推進します。これにより、都市環境の改善、良好な都市景観の形成、防災機能・レクリエーション機能の確保を図ります。



河川環境軸

矢作川をはじめとする主要な河川（逢妻女川・男川、巴川、籠川、猿渡川、家下川、安永川、加茂川、伊保川、水無瀬川、長田川、初陣川、五六川）は、市街地ゾーン、田園・都市共生ゾーン、里山・都市共生ゾーンを結び、市街地に風を呼び込むとともに、レクリエーション、都市環境の維持、良好な河川景観の形成、防災、親水、生物多様性の保全等の重要な役割を担っています。これらの河川を「河川環境軸」として位置付け、市街地周辺や拠点の緑と水辺をつなぐことで、生態系ネットワークの形成や河川が持つ多面的な機能の維持・向上を図ります。

また、矢作川については、「矢作川河川環境活性化プラン」に基づき、河畔林の再生や河川緑地の整備などを推進します。さらに、河川周辺の自然環境を適切に保全することで、生態系が維持された持続可能な都市を形成します。

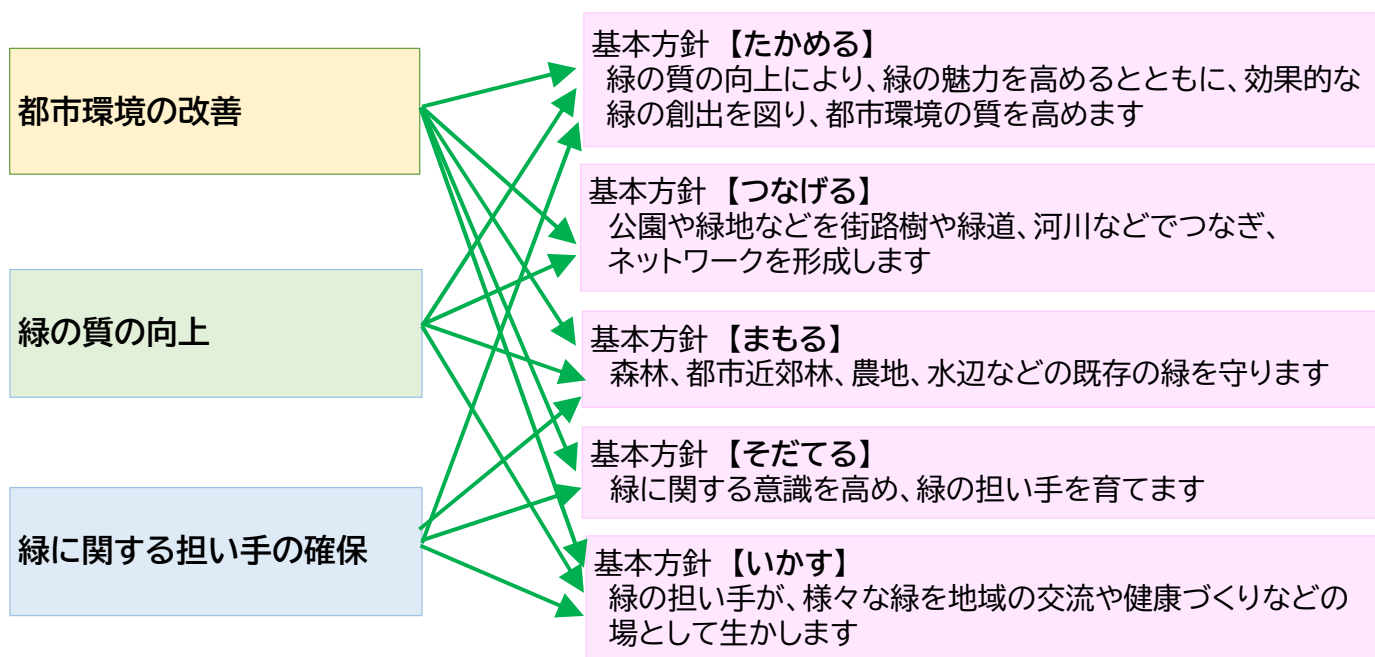


4 基本方針と施策体系

1 めざすべき緑の姿を実現するための基本方針

今回の計画では、本市の緑の課題である「都市環境の改善」「緑の質の向上」「緑に関する担い手の確保」に対応するため、前計画の基本方針である「つなげる」、「そだてる」、「まもる」、「いかす」の考え方を継承します。その上で、「ふやす」については緑の質の向上や効果的な緑の創出等の視点を強化し、都市の魅力向上を図るため「たかめる」へと発展させ、めざすべき緑の姿を実現します。

緑の質をたかめるとともに、緑をつなぎ、そだった担い手が緑をまもり、その緑をいかすことで、緑と共生した魅力的なまちを実現します。



2 緑の基本計画施策体系

めざす
べき
緑の姿

つながりを生み

まちと人に多様な豊かさをもたらす

とよたの緑

重点プロジェクト

基本施策

基本方針	施策方針
たかめる そだてる いかす	公園・緑地の利活用の促進
たかめる つなげる まもる いかす	都心の魅力向上
たかめる つなげる まもる そだてる いかす	水と緑のネットワークの強化
たかめる 緑の質の向上により、緑の魅力を高めるとともに、効果的な緑の創出を図り、都市環境の質を高めます	(1)拠点となる公園の整備・活用 (2)身近な公園・緑地などの整備・活用 (3)民有地の緑地の推進 (4)公共施設等の緑化の推進
つなげる 公園や緑地などを街路樹や緑道、河川などでつなぎ、ネットワークを形成します	(1)豊かで快適な街路空間の整備・管理 (2)自然にふれあえる水辺空間の整備 (3)緑のネットワークの充実
まもる 森林、都市近郊林、農地、水辺などの既存の緑を守ります	(1)都市近郊林など既存の緑の保全 (2)優良な農地の保全 (3)湿地・ため池の保全
そだてる 緑に関する意識を高め、緑の担い手を育てます	(1)水と緑を守り育む意識づくり
いかす 緑の担い手が、様々な緑を地域の交流や健康づくりなどの場として生かします	(1)“たかめた緑”をいかす (2)“つなげた緑”をいかす (3)“まもった緑”をいかす (4)“そだった担い手”が活躍する

ゾーン ◎：施策が重点的に実施されるゾーン ○：施策が実施されるゾーン
主 体 ◎：施策を実施する主体 ○：施策に支援・協力する主体

施 策	ゾーン			主体		
	市街地	田園・都市共生	里山・都市共生	市民	企業	行政
・他の施設と連携した総合公園の柔軟な活用 ・身近な公園・緑地などの活用 ・民間活力導入の推進	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・にぎわいの拠点となる総合公園の整備推進 ・都心の緑化及びオープンスペースの創出・活用 ・矢作川河川環境の整備・活用 ・民間活力導入の推進	◎	◎		◎	◎	◎
・矢作川河川環境の整備・活用 ・ネイチャーポジティブを実現する川づくりの推進 ・枝下緑道の整備・活用 ・民間活力導入の推進	◎	◎	◎	◎	◎	◎
①総合公園の整備・活用	◎			○	○	◎
②身近な公園・緑地などの整備・活用	◎			○		◎
③住宅地・商業地・工業地などの緑化の促進	◎	○	○	◎	◎	○
④都心の緑化の創出	◎			◎	◎	◎
⑤学校・庁舎などの緑化の推進	◎	◎	◎			◎
①効果的な道路緑化の推進・管理	◎	○	○	○	○	◎
②プランターなどによる緑化の推進	◎	○		○		◎
③身近な河川の整備	◎	◎	◎	○		◎
④緑道の整備の推進	◎	◎	○	○		◎
①都市近郊林の保全		○	◎	○	○	◎
②市街地における緑地の保全	◎			◎	○	◎
③既存制度による農地の保全		◎	◎	○		◎
④市街地の農地の保全	◎			○		◎
⑤湿地の保全			◎	○	○	◎
⑥ため池の保全	○	◎	◎	◎		◎
①水と緑に関する学習・体験機会の充実	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②緑に関するイベント等の開催	◎	◎	◎	○	○	◎
③「農ある暮らし」の推進	◎	◎	◎	◎	○	◎
①緑をいかしたにぎわいのある魅力的な都心の形成	◎			◎	◎	◎
②身近な河川の活用	◎	◎	◎	◎		○
③市民に親しまれる矢作川水辺空間の活用	◎	◎	◎	◎	◎	◎
④緑道ネットワークの活用	◎	◎	◎	◎		○
⑤農地をいかした地産地消の促進	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑥都市と山村の交流			○	◎	◎	◎
⑦育った担い手の活躍の支援	◎	◎	◎	◎		○
⑧地域企業の活躍の支援	◎	◎	◎		◎	○

5 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、めざすべき緑の姿を実現するため、緑を取り巻く状況の変化や現状、基本方針を踏まえ、本市が抱える課題の解決に向けて重点的に推進する取組です。

本計画では、多様な交流や都市内における人や生物の回遊を創出するとともに、緑の質の向上を図るため、重点的に実施する取組として、「公園・緑地の利活用の促進」、「都心の魅力向上」、「水と緑のネットワークの強化」を位置付けました。

重点プロジェクト	基本方針	具体的な施策
公園・緑地の利活用の促進	たかめる	・他の施設と連携した総合公園の柔軟な活用
	そだてる	・身近な公園・緑地などの活用
	いかす	・民間活力導入の推進
都心の魅力向上	たかめる	・にぎわいの拠点となる総合公園の整備推進
	つなげる	・都心の緑化及びオープンスペースの創出・活用
	まもる	・矢作川河川環境の整備・活用
	いかす	・民間活力導入の推進
水と緑のネットワークの強化	たかめる	・矢作川河川環境の整備・活用 ・ネイチャーポジティブを実現する川づくりの推進 ・枝下緑道の整備・活用 ・民間活力導入の推進
	つなげる	
	まもる	
	そだてる	
	いかす	

重点プロジェクト1：公園・緑地の利活用の促進

■ 目的

子育て支援、超高齢社会、頻発化・激甚化する災害、多様化する市民ニーズに対応するため、機能や配置の再編等により公園・緑地が有するポテンシャルを最大限発揮し、まちの拠点としての活用を図ります。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の補修・更新を行い、安全で安心して公園を利用できるように努めます。

また、生物の生息環境や生態系ネットワークとしての役割を確保しつつ、自然が有する多様な機能をグリーンインフラとして活用することで、防災力の向上を図ります。

■ 施策

施策① 他の施設と連携した総合公園の柔軟な活用

中央公園と毘森公園を、他の施設との連携等によりそれぞれ柔軟に活用することで、多様化する市民ニーズへの対応を図ります。

施策② 身近な公園・緑地などの活用

市民の憩いの空間を確保するため、「豊田市都市計画公園・緑地見直しガイドライン」に基づき、必要に応じて総合的な検証を行った上で、公園・緑地の再編を進め、そのポテンシャルを最大限に活用します。

また、新たに整備する街区公園などの身近な公園では、公園への愛着・誇りを育み、地域の活性化につなげるため、計画策定の段階から住民参加によるワークショップなどを実施し、地域のニーズを反映した公園整備を推進します。

施策③ 民間活力導入の推進

公園等の整備・管理運営に民間活力を導入し、利用者の利便性や公園等の魅力を高めるとともに、効率的かつ効果的な管理運営を通じて、にぎわいの創出を推進します。

重点プロジェクト2：都心の魅力向上

■ 目的

豊田市駅を中心とした約 500ha の区域を「緑化重点エリア」として位置付け、公園や緑地の整備・活用及び歩行空間の快適性向上により、憩い、にぎわいの創出、回遊性向上など、都心の魅力向上を図ります。

また、都市環境改善や良好な都市景観の形成に向け、公共空間の緑化や助成制度の活用等により、民有地緑化を促進します。

■ 施策

施策① にぎわいの拠点となる総合公園の整備推進

「憩い・スポーツ」によるにぎわいの拠点として中央公園を、「こども・つながり」によるにぎわいの拠点として毘森公園をそれぞれ整備するとともに、都心の魅力や回遊性の向上、防災機能の強化、都市環境改善及び良好な景観の形成を図ります。

施策② 都心の緑化及びオープンスペースの創出・活用

緑と花につつまれた都心を実現するため、緑や花を充実させ、うるおいを創出するとともに、歩行空間やオープンスペースの活用・再整備を推進します。

また、緑化地域制度や緑化重点地区を対象とした市民緑地認定制度を活用し、民有地緑化を促進していきます。なお、緑化の促進に当たっては、みどりのまちづくり推進事業補助金制度等を用いて支援していきます。

さらに、暑さ対策の一環として、市民・事業者・行政が一体となってグリーンカーテンの設置拡大等の市民運動を推進します。



緑化地域制度による都心の緑化

施策③ 矢作川河川環境の整備・活用

矢作川の更なる活用や魅力の向上を図るため、河畔林等において、市民・企業・行政との共働による持続的な自然保全活動を推進し、生物多様性の保全や河川景観の改善を図ります。

また、「豊田市矢作川河川環境活性化プラン」に基づき、散策路整備などにより、親水性や回遊性を向上させ、河川空間とまち空間が融合した、にぎわいのある良好な空間の形成を推進していきます。

施策④ 民間活力導入の推進（再掲）

公園等の整備・管理運営に民間活力を導入し、利用者の利便性や公園等の魅力を高めるとともに、効率的かつ効果的な管理運営を通じて、にぎわいの創出を推進します。

重点プロジェクト3：水と緑のネットワークの強化

■ 目的

都市と郊外の緑を、緑の骨格構造である「河川環境軸」及び「緑の環状軸」でつなぎ、生態系ネットワークの形成や多面的な機能の維持・向上を図ります。

また、河川は都市環境の維持、生物多様性の保全、防災、親水、レクリエーションなど重要な役割を担うとともに、市街地に涼風を呼び込む役割も有することから、河川の保全及び活用を推進します。

特に、矢作川については、河畔林の再生や河川緑地の整備などを推進するとともに、河川周辺の自然環境を適切に保全し、生態系に配慮した都市の形成を目指します。

施策① 矢作川河川環境の整備・活用（再掲）

矢作川の更なる活用や魅力の向上を図るため、河畔林等において、市民・企業・行政との共働による持続的な自然保全活動を推進し、生物多様性の保全や河川景観の改善を図ります。

また、「豊田市矢作川河川環境活性化プラン」に基づき、散策路整備などにより、親水性や回遊性を向上させ、河川空間とまち空間が融合した、にぎわいのある良好な空間の形成を推進していきます。

施策② ネイチャーポジティブを実現する川づくりの推進

本市では、市内各所において生物の生息環境に配慮した多自然川づくりが行われています。今後も、河川改修を世界的な潮流であるネイチャーポジティブの実現に向けた機会と捉え、生態系の保全や自然とのふれあいの場を整備するため、多自然川づくりを一層推進します。

河川環境軸に位置付けられる長田川等は、流域の自然環境に配慮した河川整備により、水と緑のネットワークの強化に取り組みます。

また、身近な河川を大切にする市民意識の向上や自然と親しむ機会の充実を図るため、河川愛護団体などが実施する保全活動を支援します。

施策③ 枝下緑道の整備・活用

市民にうるおいとやすらぎを与える「緑の環状軸」を強化するため、枝下緑道の整備を推進し、緑の連続性を確保するとともに活用を図ります。

施策④ 民間活力導入の推進（再掲）

公園等の整備・管理運営に民間活力を導入し、利用者の利便性や公園等の魅力を高めるとともに、効率的かつ効果的な管理運営を通じて、にぎわいの創出を推進します。

6 基本施策

■ 基本施策とは

基本施策とは、5つの基本方針「たかめる」「つなげる」「まもる」「そだてる」「いかす」に基づき設定するもので、めざすべき緑の姿の実現に向けて、各施策を着実に推進します。

施策の方向性		
基本施策	たかめる	拠点となる公園の整備・活用
		身近な公園・緑地などの整備・活用
		民有地の緑化の促進
		公共施設等の緑化の推進
	つなげる	豊かで快適な街路空間の整備・管理
		自然にふれあえる水辺空間の整備
		緑のネットワークの充実
	まもる	都心近郊林など既存の緑の保全
		優良な農地の保全
		湿地・ため池の保全
	そだてる	水と緑を守り育む意識づくり
	いかす	“たかめた緑”をいかす
		“つなげた緑”をいかす
		“まもった緑”をいかす
		“そだった担い手”が活躍する

1 たかめる

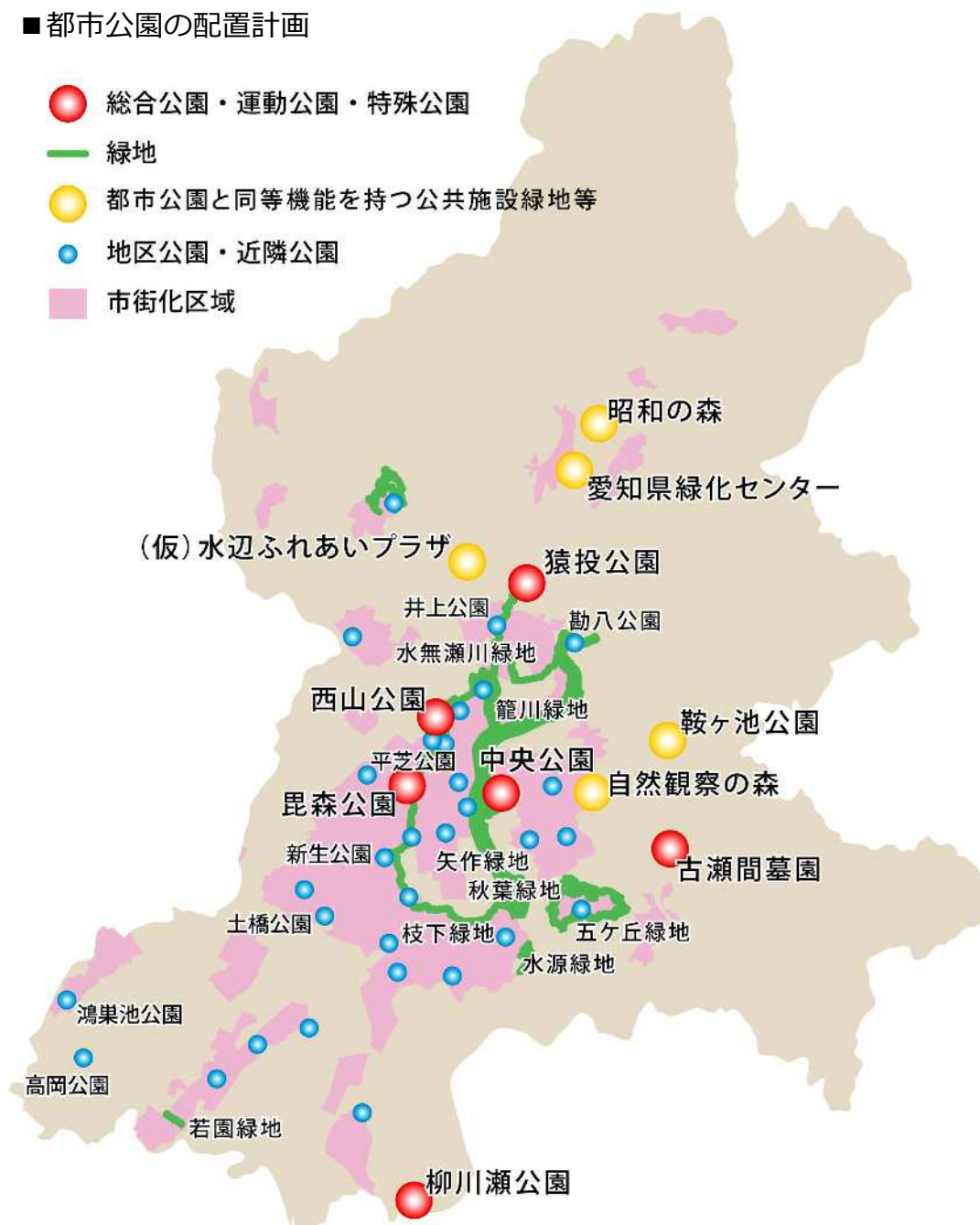
■ 施策方針（1）拠点となる公園の整備・活用

○水と緑のネットワークの軸となる緑の骨格構造を強化し、都心の憩い・にぎわいなどを創出するため、本市のシンボルとなる公園の整備・再編、活用を推進します。

施策①総合公園の整備・活用

「憩い・スポーツ」によるにぎわいの拠点として中央公園を、「こども・つながり」によるにぎわいの拠点として毘森公園をそれぞれ整備するとともに、柔軟に活用することで、都心の魅力や回遊性の向上、防災機能の強化、都市環境改善及び良好な景観の形成を図ります。

■ 都市公園の配置計画



■ 施策方針（２）身近な公園・緑地などの整備・活用

○市民の憩いの空間を確保するため、「豊田市都市計画公園・緑地見直しガイドライン」に基づき、必要に応じて総合的な検証を行った上で、公園・緑地の再編を進め、そのポテンシャルを最大限に活用します。

○愛護会やNPOなどの多様な主体による公園・緑地の維持管理や自然環境の保全等の活動を支援・促進していきます。

施策②身近な公園・緑地などの整備・活用

市民が安心して快適に過ごすことのできる場を提供するため、新たに整備を行う街区公園などの身近な公園では、計画策定の段階から住民参加によるワークショップなどを実施し、地域のニーズを反映した公園整備を推進するとともに、その活用を図ります。

また、既存の公園・緑地などにおいても、地域と行政が連携し、地域の創意工夫を生かした更なる活用が図られるよう、活用方法の検討を進めます。

■ 施策方針（３）民有地の緑化の促進

○日々の暮らしの中で身近に緑と触れ合える環境を充実させるため、市民や事業者による緑化を促進します。

○特に、住宅や商業施設などが集積し、周辺地域と比べて緑の少ない都心においては、緑化地域制度などを活用した民有地緑化を推進し、都心の緑の充実を図ります。

施策③住宅地・商業地・工業地などの緑化の促進

うるおいをもたらす緑あふれる空間を創出するため、みどりのまちづくり推進事業補助金制度の活用や、開発許可制度に基づき、周辺環境に配慮した緑地帯の設置等を指導し、住宅地、商業地、工業地などの緑化を促進します。

施策④都心の緑化の創出

緑と花につつまれた都心を実現するため、緑や花を充実させ、うるおいを創出するとともに、オープンスペースの活用と再整備を推進します。さらに、緑化地域制度や緑化重点地区を対象とした市民緑地認定制度により、民有地緑化を促進します。なお、緑化の促進に当たっては、みどりのまちづくり推進事業補助金制度等により支援します。

■ 施策方針（４）公共施設等の緑化の推進

○多くの市民が利用する公共施設等は、緑の充実を図るとともに民間施設の緑化モデルとなるよう、緑化を推進します。

施策⑤学校・庁舎などの緑化の推進

市役所や支所、学校などの公共施設等では、良好で緑豊かな環境を形成するため、公共施設緑化ガイドラインを踏まえ、各地域の景観に配慮した緑化を推進します。

2 つなげる

■ 施策方針（１）豊かで快適な街路空間の整備・管理

○快適な街路空間を形成するため、維持管理等を考慮し、選択と集中による効率的・効果的な道路緑化を推進します。

施策①効果的な道路緑化の推進・管理

市民が愛着や誇りを持てる道路景観を形成するとともに、道路利用者に快適な空間を提供し、環境の保全に寄与するため、選択と集中による効率的・効果的な道路緑化を推進します。

施策②プランターなどによる緑化の推進

緑と花につつまれた都心の街路空間を形成するため、歩道などへのプランターの設置等、積極的な緑化を推進します。

■ 施策方針（２）自然にふれあえる水辺空間の整備

○生態系ネットワークや多面的機能を維持・向上を図るとともに、身近な河川や河岸を含む水辺空間の整備に取り組み、河川環境軸の強化や自然にふれあえる場の充実を図ります。

施策③身近な河川の整備

地域を流れる身近な河川の整備においては、河川への愛着や誇りを育むため、地域住民との共働による自然再生や活用場の創出を図ります。

特に、広沢川や一の瀬川等のモデル地区における活動を他の地域へ普及させるとともに、生物多様性の保全や河川環境の改善を図ります。

■ 施策方針（３）緑のネットワークの充実

○緑道は、散策・ウォーキング・サイクリングなどの身近なレクリエーションの場であるだけでなく、都市環境の向上や良好な景観形成に重要な緑であることから、公園などの緑の拠点を河川や緑道などでつなぎ、生態系ネットワークの形成や多面的機能の維持・向上を図ります。

施策④緑道の整備の推進

市民が自然を身近に感じ、楽しみながら利用できる安全・快適な緑道を形成するため、利用しやすい空間の整備を推進します。

また、整備に当たっては、生態系ネットワークに配慮した空間づくりを推進します。

3 まもる

■ 施策方針（１）都市近郊林など既存の緑の保全

- 都市近郊林は、土砂災害の防止、水源かん養、二酸化炭素の吸収など、多くの公益的機能を有しており、都市の持続的な発展を支える重要な基盤となっています。こうした機能を維持するため、都市近郊林の保全や、人工林の整備を進め、森林の多面的な機能の発揮を図ります。
- 市街地周辺にある都市近郊林や緑地・河川などは、都市環境の維持・向上、生物多様性の保全、景観形成などに重要な役割を果たしていることから、保全を図ります。
- 豊田市樹木資源保全計画等に基づき、樹木資源の保全対策を計画的に実施することで、魅力ある樹木景観を未来へつなぎます。

施策①都市近郊林の保全

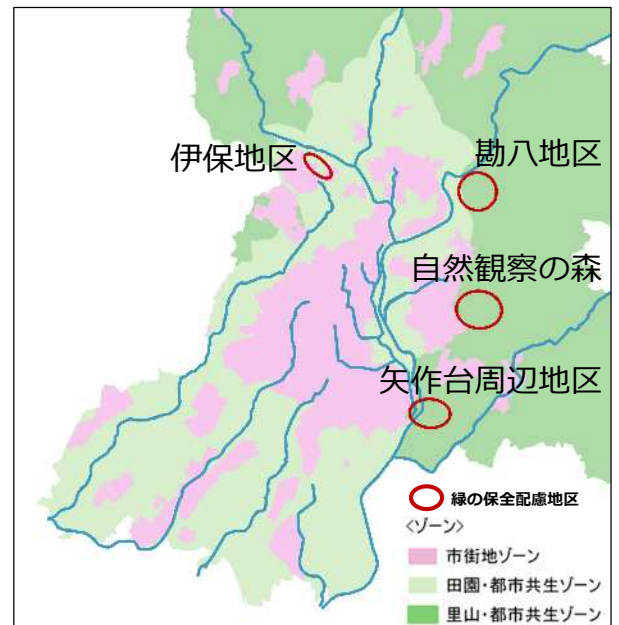
市街地周辺の都市近郊林は、都市環境の維持・向上、市街地の無秩序な拡大の抑制、生物多様性の保全、景観形成などに重要な役割を果たしていることから、「緑の保全配慮地区」として、緑地保全制度の活用や、官民連携による緑の保全を目指します。

※ 緑の保全配慮地区

市街地周辺にある都市近郊林や農地、公共施設緑地など、面積が広く自然環境や景観に優れ、良好な都市環境の形成に寄与する緑地や、自然とのふれあいの場として活用されている緑地について、緑地保全に関する制度の活用を検討するとともに、官民連携による取組を通じて持続的な保全を図ります。

（対象とする緑地）

伊保地区、勘八地区、自然観察の森、
矢作台周辺地区



施策②市街地における緑地の保全

市街地の緑は都市環境の維持・向上や景観形成にも重要な役割を果たしていることから、指定緑地制度を活用し、周辺環境と調和した緑地の保全を推進します。また、景観法に基づく景観重要樹木の指定や、豊田の名木などの制度を活用するとともに、豊田市樹木資源保全計画に基づき、樹木資源の計画的な保全を進め、魅力ある樹木景観を未来へつなぎます。

■ 施策方針（２）優良な農地の保全

- 農地は、農産物の生産だけでなく、防災、学習、レクリエーション、景観形成など、多面的な機能を有していることから、その保全を図ります。
- 市街化区域内における農地は、緑地としての重要な役割も担っていることから、適切に保全を図ります。

施策③既存制度による農地の保全

農業振興地域整備計画や、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）などに基づき、優良農地を保全していきます。また、農作物の生産性向上に必要な支援を実施することで、農地の保全を推進します。

施策④市街地の農地の保全

市街化区域内にある農地は、緑地機能だけでなく、防災機能も有していることから、都市農業振興基本法などを踏まえ、今後の農地のあり方を検討するとともに、都市的土地利用との調和を図りながら、適切な保全を推進します。

■ 施策方針（３）湿地・ため池の保全

- 湿地やため池は、希少性の高い生物の生息空間であるとともに、生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることから、その保全を図ります。

施策⑤湿地の保全

身近な自然環境を保全することの大切さを市民に伝え、生物多様性保全に関わる人材育成を行うため、ラムサール条約湿地^{※10}などにおいて、地域の保全団体・小学校などと共働で保全活動を実施します。

^{※10} ラムサール条約湿地：1971年イランのラムサールで採択された湿地に関する条約に基づき、国際的に重要な湿地として登録したもの（本市では平成24年7月3日に矢並湿地と上高湿地、恩真寺湿地の3つの湿地が「東海丘陵湧水湿地群」として登録）

施策⑥ため池の保全

ため池は、農業用水の確保や洪水調整機能だけでなく、生物の生息・生育の場など、多面的な機能を有していることから、「ため池保全計画」に基づき、適切に保全します。

4 そだてる

■ 施策方針（1）水と緑を守り育む意識づくり

○豊かな自然環境の基盤である水と緑を守り、育てていくためには、それを支える人づくりが重要です。水と緑の担い手を育成し、関わる人を増やすため、環境学習・体験機会の充実など、多様なプログラムを提供します。

施策①水と緑に関する学習・体験機会の充実

水と緑に関する市民意識の向上を図り、担い手を育成するため、豊田市自然観察の森での自然観察会や自然に関する各種講座、矢作川流域学習プログラム、西山公園での各種園芸講座、（仮）水辺ふれあいプラザでの川の体験学習、矢作川学校による出前講座、とよた森林学校、森林出前講座、植樹体験など、水と緑に関する多様な学習・体験機会を充実させます。

施策②緑に関するイベント等の開催

緑に関する市民意識の高揚を図るため、とよたガーデニングフェスタや花のあるまちづくりコンテストの開催など、緑に関する啓発イベントを実施します。

また、市民が緑に関する情報を得る機会を増やすため、学習機会やまちづくりイベント、活動団体、花壇やプランターでの花づくりに関する助成制度などの情報を、市ホームページや広報とよたなどを活用して提供します。

施策③「農ある暮らし」の推進

市民が農業を身近に感じ、関心が持つきっかけをつくるため、家庭菜園などに取組める環境を整えるとともに、NPO・企業・農家など多様な主体による農園の開設を支援します。

また、農業に関する基礎的な知識や技術を習得できるよう、農ライフ創生センターにおいて、植え付けから収穫まで気軽に野菜づくりを体験できる「初級農作物栽培研修」を実施します。

5 いかす

■ 施策方針（１）“たかめた緑”をいかす

- 公園を始めとする地域の緑は、市民や地域の憩いやレクリエーションなどの交流の場として、重要な役割を担っています。地域の緑への愛着や誇りを育み、地域の活力につなげるため、市民や地域など多様な主体による更なる緑の活用を図ります。
- 持続的な都心のにぎわいを創出するため、緑と一体となった快適な回遊空間を形成し活用することで、魅力ある都心づくりを推進します。
- 公園の魅力向上と維持管理の効率化を図るため、民間活力の導入に向けた取組を推進します。

施策①緑をいかしたにぎわいのある魅力的な都心の形成

魅力的な都心を形成するため、新たに創出される緑と一体となった道路や広場などの公共空間を、多様な主体が日常的に活用することで、持続的な都心のにぎわいや交流を創出します。

■ 施策方針（２）“つなげた緑”をいかす

○緑地や河川などと共生する魅力的な地域を実現するため、整備された緑地や河川などを、市民や地域団体など、多様な主体が活動する場として活用することで、緑地や河川などへの更なる愛着や誇りを醸成します。

施策②身近な河川の活用

地域を流れる身近な河川への愛着や誇りを育むため、地域住民との共働による自然再生の場として河川を活用します。

特に、広沢川や一の瀬川等のモデル地区における活動を他の地域へ普及させるとともに、生物多様性の保全や河川環境の改善を図ります。

施策③市民に親しまれる矢作川水辺空間の活用

市民に親しまれ、都心と一体となった魅力的な矢作川の水辺空間を形成するため、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」を活用し、市民や民間事業者、行政が連携して新たな水辺の活用を検討・推進していきます。

施策④緑道ネットワークの活用

市民の交流や健康づくりなどの活動を促進するため、矢作緑地や枝下緑地などの連続した緑道を、散策やウォーキング、ジョギング、サイクリングなど、自然を身近に感じながら楽しめる場として活用します。

■ 施策方針（３）“まもった緑”をいかす

- 保全された森林、樹林地、農地、湿地などの多様で豊かな緑を、市民や地域が緑とふれあい、活動をする場として活用します。
- 暮らしと活力を支える持続的な農業振興を図るため、保全された樹林地、農地などで生産された農作物を市民などが購入することを促進します。
- 樹木資源が形成する魅力ある景観を活用して、にぎわいや癒しを感じられる空間を創出します。

施策⑤農地をいかした地産地食の促進

豊田の農産物の地産地食を促進するため、供給体制を強化するとともに、市民の買い支え意識を高めるなど、需要と供給の両面からの取組を充実させ、豊田の農産物を身近に購入・消費できる環境づくりを進めます。

施策⑥都市と山村の交流

都市部の市民・企業などと山村部の交流を促進するため、森林作業や農業体験、文化体験などを通じた多様なレクリエーションや学びの機会を充実させます。

■ 施策方針（４）“そだった担い手”が活躍する

- 緑の担い手に育った市民・地域・企業など、多様な主体による公益的な活動が継続的に行われるよう、必要な支援を実施します。
- また、緑の担い手の活動が地域に根付き、様々な組織や団体との連携を促進することで、緑化の推進を図ります。

施策⑦育った担い手の活躍の支援

担い手の活動をより効果的に展開するため、活動の場の提供や地域におけるコーディネート等を支援します。また、わくわく事業補助金や市民活動促進補助金などの補助制度により、担い手の活動を促進します。

施策⑧地域企業の活躍の支援

地域の緑化活動を始めとした生物多様性の保全を推進するため、既存の活動団体とのマッチングなどを通じて、企業の社会貢献活動（CSR 活動^{※11}）としての取組を一層促進するための支援を行います。

^{※11}CSR 活動：CSR とは「企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）」の英語の頭文字を一文字ずつ取った言葉で、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任のこと

7 計画の推進に向けて

1 計画の活動体制

本市は、身近な公園・水辺などの緑から、鞍ヶ池公園や矢作川などの大規模な緑まで、広大な市域に多彩な緑を有しています。これらの緑に関する事業や活動に応じて、市民、地域団体、企業、行政などの多様な主体が連携して活動できる体制を構築するとともに、継続的な取組を推進し、計画の着実な進捗を図ります。

2 緑の状態指標の設定及び各施策の進捗管理

本計画では、重点プロジェクト及び基本施策の実施により、「めざすべき緑の姿」の実現状況を定量的に評価するため、「緑の状態指標」を以下のとおり設定し、計画の着実な進捗を図ります。

① 公園の利用頻度（月1回以上利用する市民の割合）【対象区域：市域全体】

機能や配置の再編等により、公園が有するポテンシャルを最大限発揮させ、更なる利活用を促進します。

関連する基本方針：【たかめる】【いかす】

現状値	めざす方向
30.3% (令和5年度)	

② 緑の「質」の満足度【対象区域：市域全体】

重点プロジェクト及び基本施策を着実に推進することで、緑の「量」だけでなく「質」に対する市民の満足度の向上を目指します。

関連する基本方針：【たかめる】【つなげる】【いかす】

現状値	めざす方向
36.3% (令和5年度)	

※緑の「質」とは、緑の景観の良さなどの管理状況や、市民に親しまれているか等の活用状況を指します。

③ 緑に関する活動団体数【対象区域：市域全体】

緑の質のや緑に関する市民意識の向上を通じて、緑の活用を促進する活動団体（公園愛護会、水辺愛護会など）の増加を目指します。

関連する基本方針：【そだてる】【いかす】

現状値	めざす方向
203 団体 (令和7年度)	

④ 緑被率【対象区域：市街化区域内】

市街地の緑の「量」を確保するため、市街化区域内の緑被率の維持を目指します。

関連する基本方針：【まもる】

現状値	めざす方向
20.9% (令和6年度)	

※本計画では、水域、水田、畑、草地、樹林、竹林、湿地のいずれかに該当する範囲を、緑被率の算定対象としています。